

保護観察新規受理人員数及び年末現在係属人員数の推移(平成15年～平成19年)

年次	全号種	保護観察処分少年 (1号保護観察)	少年院仮退院者 (2号保護観察)	仮釈放者 (3号保護観察)	保護観察付執行猶予者 (4号保護観察)
	新受人員数 (年末現在係属人員数)	新受人員数 (年末現在係属人員数)	新受人員数 (年末現在係属人員数)	新受人員数 (年末現在係属人員数)	新受人員数 (年末現在係属人員数)
平成15年	50,514	23,772	5,587	15,784	5,371
	(59,606)	(28,440)	(7,450)	(7,949)	(15,767)
平成16年	49,634	22,257	5,436	16,690	5,251
	(57,198)	(26,406)	(7,009)	(8,096)	(15,687)
平成17年	46,646	20,344	4,886	16,420	4,996
	(53,919)	(24,438)	(6,353)	(7,715)	(15,413)
平成18年	44,740	19,475	4,711	16,081	4,473
	(50,975)	(22,980)	(5,919)	(7,304)	(14,772)
平成19年	42,172	17,848	4,344	15,832	4,148
	(47,936)	(21,521)	(5,607)	(6,701)	(14,107)

(注) 1 保護統計年報Ⅱ4表～7表(平成15年～平成19年)による。  
 2 「保護観察処分少年」欄の数については、交通短期保護観察対象者の数を除いて計上している。

## 保護観察新規受理人員 罪名・非行名（平成19年）

事件の種別 罪名・非行名	全号種 (構成比)	保護観察処分少年 (1号保護観察) (構成比)	少年院仮退院者 (2号保護観察) (構成比)	仮釈放者 (3号保護観察) (構成比)	保護観察付執行猶予者 (4号保護観察) (構成比)
刑 法 犯	31,444 (74.6%)	13,805 (77.3%)	3,543 (81.6%)	10,875 (68.7%)	3,221 (77.7%)
強制わいせつ・強姦	829 (2.0%)	140 (0.8%)	126 (2.9%)	399 (2.5%)	164 (4.0%)
殺 人	285 (0.7%)	10 (0.1%)	25 (0.6%)	226 (1.4%)	24 (0.6%)
傷 害	4,310 (10.2%)	2,633 (14.8%)	635 (14.6%)	650 (4.1%)	392 (9.5%)
業務上過失致死傷	2,099 (5.0%)	1,162 (6.5%)	80 (1.8%)	706 (4.5%)	151 (3.6%)
窃 盗	15,963 (37.9%)	7,222 (40.5%)	1,738 (40.0%)	5,433 (34.3%)	1,570 (37.8%)
強 盗	1,378 (3.3%)	209 (1.2%)	344 (7.9%)	763 (4.8%)	62 (1.5%)
詐 欺	1,535 (3.6%)	156 (0.9%)	68 (1.6%)	1,095 (6.9%)	216 (5.2%)
恐 喝	1,499 (3.6%)	756 (4.2%)	278 (6.4%)	355 (2.2%)	110 (2.7%)
暴力行為等処罰に関する法律	326 (0.8%)	208 (1.2%)	44 (1.0%)	43 (0.3%)	31 (0.7%)
その他	3,220 (7.6%)	1,309 (7.3%)	205 (4.7%)	1,205 (7.6%)	501 (12.1%)
特 別 法 犯	10,340 (24.5%)	3,794 (21.3%)	662 (15.2%)	4,957 (31.3%)	927 (22.3%)
覚せい剤取締法	4,013 (9.5%)	97 (0.5%)	120 (2.8%)	3,419 (21.6%)	377 (9.1%)
道路交通法	4,145 (9.8%)	2,895 (16.2%)	367 (8.4%)	606 (3.8%)	277 (6.7%)
毒物及び劇物取締法	458 (1.1%)	255 (1.4%)	91 (2.1%)	81 (0.5%)	31 (0.7%)
その他	1,724 (4.1%)	547 (3.1%)	84 (1.9%)	851 (5.4%)	242 (5.8%)
ぐ 犯	388 (0.9%)	249 (1.4%)	139 (3.2%)	- -	- -
合 計	42,172 (100.0%)	17,848 (100.0%)	4,344 (100.0%)	15,832 (100.0%)	4,148 (100.0%)

(注)1 平成19年保護統計年報Ⅱ8表～11表による。

2 「保護観察処分少年」欄の数については、交通短期保護観察対象者の数を除いて計上している。

3 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

4 構成比は、それぞれの合計に対する割合を示している。

## 保護観察新規受理人員 項目別内訳（平成19年）

## 【保護観察期間】

事件の種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
保護観察処分少年 (1号保護観察) (構成比)	17,848	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6,436 (36.1%)	3,689 (20.7%)	3,624 (20.3%)	2,949 (16.5%)	1,150 (6.4%)
少年院仮退院者 (2号保護観察) (構成比)	4,344	18 (0.4%)	93 (2.1%)	187 (4.3%)	705 (16.2%)	617 (14.2%)	913 (21.0%)	894 (20.6%)	556 (12.8%)	336 (7.7%)	25 (0.6%)
仮釈放者 (3号保護観察) (構成比)	15,832	152 (1.0%)	2,615 (16.5%)	2,848 (18.0%)	6,089 (38.5%)	3,645 (23.0%)	462 (2.9%)	12 (0.1%)	6 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)
保護観察付執行猶予者 (4号保護観察) (構成比)	4,148	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	52 (1.3%)	1,637 (39.5%)	1,569 (37.8%)	887 (21.4%)	0 (0.0%)

(注)1 平成19年保護統計年報Ⅱ12表による。

2 「保護観察処分少年」欄の数については、交通短期保護観察対象者の数を除いて計上している。

3 「無期」は「5年超」に含まれる。

4 構成比は、それぞれの総数に対する割合を示している。

## 【年齢別】

事件の種別	総数	16歳未満		16～19歳		20歳以上	
保護観察処分少年 (1号保護観察) (構成比)	17,848	4,099 (23.0%)		13,749 (77.0%)		0 (0.0%)	
少年院仮退院者 (2号保護観察) (構成比)	4,344	365 (8.4%)		3,240 (74.6%)		739 (17.0%)	
	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
仮釈放者 (3号保護観察) (構成比)	15,832	0 (0.0%)	3,104 (19.6%)	5,141 (32.5%)	3,705 (23.4%)	2,440 (15.4%)	1,442 (9.1%)
保護観察付執行猶予者 (4号保護観察) (構成比)	4,148	23 (0.6%)	1,589 (38.3%)	970 (23.4%)	654 (15.8%)	543 (13.1%)	369 (8.9%)

(注)1 平成19年保護統計年報Ⅱ20表による。

2 「保護観察処分少年」欄の数については、交通短期保護観察対象者の数を除いて計上している。

3 構成比は、それぞれの総数に対する割合を示している。

## 【職業の有無】

事件の種類	総数	有職	無職			不詳	
			学生、生徒	家事	その他		
保護観察処分少年 (1号保護観察) (構成比)	17,848	7,459 (41.8%)	10,379 (58.2%)	6,596 (37.0%)	175 (1.0%)	3,608 (20.2%)	10 (0.1%)
少年院仮退院者 (2号保護観察) (構成比)	4,344	939 (21.6%)	3,395 (78.2%)	350 (8.1%)	67 (1.5%)	2,978 (68.6%)	10 (0.2%)
仮釈放者 (3号保護観察) (構成比)	15,832	2,918 (18.4%)	12,352 (78.0%)	19 (0.1%)	496 (3.1%)	11,837 (74.8%)	562 (3.5%)
保護観察付執行猶予者 (4号保護観察) (構成比)	4,148	1,661 (40.0%)	2,429 (58.6%)	22 (0.5%)	160 (3.9%)	2,247 (54.2%)	58 (1.4%)

(注)1 平成19年保護統計年報Ⅱ18表による。

2 「保護観察処分少年」欄の数については、交通短期保護観察対象者の数を除いて計上している。

3 構成比は、それぞれの総数に対する割合を示している。

## 【居住状況】

事件の種類	総数	単身	親族と同居					雇主宅	更生 保護施設	その他	不詳	
			配偶者 と同居	両親と 同居	父と 同居	母と 同居	その他の 親族と 同居					
保護観察処分少年 (1号保護観察) (構成比)	17,848	564 (3.2%)	16,810 (94.2%)	194 (1.1%)	8,832 (49.5%)	1,492 (8.4%)	5,634 (31.6%)	658 (3.7%)	117 (0.7%)	12 (0.1%)	340 (1.9%)	5 (0.0%)
少年院仮退院者 (2号保護観察) (構成比)	4,344	11 (0.3%)	4,126 (95.0%)	17 (0.4%)	1,937 (44.6%)	446 (10.3%)	1,513 (34.8%)	213 (4.9%)	32 (0.7%)	131 (3.0%)	43 (1.0%)	1 (0.0%)
仮釈放者 (3号保護観察) (構成比)	15,832	335 (2.1%)	10,115 (63.9%)	2,400 (15.2%)	3,401 (21.5%)	661 (4.2%)	2,421 (15.3%)	1,232 (7.8%)	329 (2.1%)	3,475 (21.9%)	931 (5.9%)	647 (4.1%)
保護観察付執行猶予者 (4号保護観察) (構成比)	4,148	840 (20.3%)	2,664 (64.2%)	713 (17.2%)	914 (22.0%)	162 (3.9%)	587 (14.2%)	288 (6.9%)	53 (1.3%)	201 (4.8%)	301 (7.3%)	89 (2.1%)

(注)1 平成19年保護統計年報Ⅱ13表による。

2 「保護観察処分少年」欄の数については、交通短期保護観察対象者の数を除いて計上している。

3 構成比は、それぞれの総数に対する割合を示している。